

成年後見制度で安心して自分らしい生活を送るために

成年後見制度って何だろう

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない方が、契約行為や財産の管理などをする時に、不利益が生じることがないようにご本人を保護し意思決定を支援する制度です。

2つの取組み

法定後見制度

ご本人にどのような支援が必要であるか家庭裁判所が判断し、ふさわしい後見人(補助人・保佐人・成年後見人)を選任します。

任意後見制度

将来、判断能力が低下した時に備えて、あらかじめご本人が支援してくれる(任意後見人)や支援をもらう内容を契約により決めておく制度です。

後見人は何をしてくれるの

《例えば》

- 本人のお金(財産)を管理します。
- 本人に代わって契約を結んだり、取り消したりできます。
- 本人の意向を尊重し、必要に応じて医療、介護、福祉等の手続きを支援します。

行橋・京都成年後見センターはこんなことをしています

成年後見制度に関する相談支援をします。

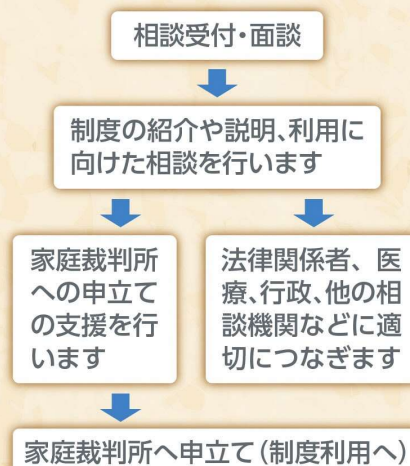
ご本人、家族、関係機関などから成年後見制度に関する総合的な相談をお受けいたします。制度を利用するための手続きや提出書類の作成方法などを説明いたします。

関係する機関等との連携及び調整をします。

地域の関係機関と連携を図り、ネットワークづくりに取り組みます。

成年後見制度の広報・啓発を行います。

「成年後見制度」に関する情報発信、講演会や研修会の開催など市民や関係機関の方々に幅広く広報・啓発を行います。



当センターは、本人とご家族、後見人を地域で支えています